

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	30 件
厚生年金関係	30 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額については、平成4年2月から同年9月までは20万円、同年10月から5年4月までは22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月1日から5年5月1日まで

平成22年4月の年金事務所からの連絡により、A社における私の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録が、私の退職した後になって、事実と反してこれを引き下げる訂正が行われている可能性のあることを知った。

私は申立期間当時、月額に換算して約二十数万円の給与をもらっており、また、同社での給与は上がることはあっても、下がることはなかった。

申立期間について、遡及訂正前の標準報酬月額であったことを認め、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立期間の標準報酬月額について、当初、平成4年2月から同年9月までは20万円、同年10月から5年4月までは22万円と記録されていたところ、申立人の資格喪失日後で、かつ、申立事業所が適用事業所でなくなった日(平成5年5月31日)の後の6年1月25日付けで、申立期間のすべてについて、さかのぼって18万円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録では、申立人と同様に、いったん入力されていた申立期間当時の元同僚19人における平成4年10月の標準報酬月額が、6年1月25日になって、さかのぼって引き下げられているほか、申立期間当時の元事業主を含む元役員5人全員における各被保険者の3年11月から5年4月までの標準報酬月額も、5年12月6日になって、さかのぼって引き下げられてい

ることが確認できる。

さらに、商業登記簿謄本では、申立人が申立事業所の役員ではなかったことが確認できる上、申立人は、元事業主から標準報酬月額を引き下げる旨の説明を受けたことはもとより、これに同意したことも無く、平成22年4月になって初めて知ったと供述していることを踏まえると、上記の遡^{そきゅう}及訂正処理について、申立人が関与した事実は認められない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所がこのような処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額（平成4年2月から同年9月までは20万円、同年10月から5年4月までは22万円）に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、平成6年4月1日に資格を取得し、現在まで被保険者資格を継続しているが、当該期間のうち、19年6月8日に支給された賞与（24万7,480円）について賞与支払届が提出されていないことが確認できることから、事業主は、厚生年金保険法（以下「法」という。）第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間の保険料徴収が免除されることから、申立人のA社における申立期間に係る標準賞与額を24万7,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月8日

私は、平成6年4月1日からA社に勤務し、19年4月13日から20年2月14日までの10か月間育児休業を取得していたが、この育児休業期間中の19年6月8日に支給された賞与について、事業主から社会保険事務所（当時）に賞与支払届が提出されていなかった。

厚生年金保険の記録については、賞与支払届を提出し、訂正が行われても、時効により年金額に反映されないため、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年分の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の写し及び厚生年金基金に提出した賞与支払届（控え）の写しにより、申立人は、同年6月8日に申立事業所から賞与の支払いを受けていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、事業主は、法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、法第81条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われな

いことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

加えて、A厚生年金基金の記録では、申立人の申立期間の標準賞与額は 24 万 7,000 円となっていることが確認できる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の写しにおける当該賞与額から、24 万 7,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成14年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年6月30日から同年7月1日まで

私は平成11年2月から14年6月までの間、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間1か月の厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私が保管している給与所得の源泉徴収票等には、私の退職年月日が平成14年6月30日と記載されていることなどから、厚生年金保険の資格喪失日はその翌日の同年7月1日となるべきである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録では、申立人が平成11年2月1日から14年6月30日までの間、A社に勤務していたことが確認できる。

また、申立事業所が保管する給与所得に対する所得税源泉徴収簿では、申立事業所が、申立人の平成14年6月分の給与から、厚生年金保険料を含む社会保険料を控除していることが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立事業所における平成14年5月の社会保険事務所(当時)の記録から28万円とすることが妥当であ

る。

なお、申立人に係る申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所では、社会保険料については口座振替による納付を励行していることから、申立期間における申立人の保険料も納付したはずであると主張しているが、申立事業所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書では、当該事業所が、申立人の資格喪失日について、オンライン記録どおりの平成14年6月30日付けとして届け出ていることが確認でき、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消した上で、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間に係る標準賞与額を34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月25日

私は、申立期間の賞与について、A社から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。

今回、私は、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを示す資料を添え、申立事業所を通じて申立てを行うので、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

なお、現在の申立期間の標準賞与額については、申立事業所が平成22年3月23日に、事務処理の誤りを理由として改めて届け出を行い、年金事務所で記録が訂正されたものの、既に時効となっているとして、私の年金給付には反映しない記録のままとなっている。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所が保管する冬季賞与支払台帳では、申立人は申立期間において当該事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

そして、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び

申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内とされていることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、前述の冬季賞与支払台帳から確認できる厚生年金保険料額から 34 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表では、当該事業所が、申立期間に係る賞与を支払っていない旨の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消した上で、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間に係る標準賞与額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 25 日

私は、申立期間の賞与について、A社から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。

今回、私は、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを示す資料を添え、申立事業所を通じて申立てを行うので、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

なお、現在の申立期間の標準賞与額については、申立事業所が平成 22 年 3 月 23 日に、事務処理の誤りを理由として改めて届け出を行い、年金事務所で記録が訂正されたものの、既に時効となっているとして、私の年金給付には反映しない記録のままとなっている。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所が保管する冬季賞与支払台帳では、申立人は当該事業所から賞与(24万円)の支払いを受け、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表では、当該事業所が、申立期間に係る賞与を支払っていない旨の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞

与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消した上で、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間に係る標準賞与額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 25 日

私は、申立期間の賞与について、A社から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。

今回、私は、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを示す資料を添え、申立事業所を通じて申立てを行うので、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

なお、現在の申立期間の標準賞与額については、申立事業所が平成 22 年 3 月 23 日に、事務処理の誤りを理由として改めて届け出を行い、年金事務所で記録が訂正されたものの、既に時効となっているとして、私の年金給付には反映しない記録のままとなっている。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所が保管する冬季賞与支払台帳では、申立人は当該事業所から賞与(20万円)の支払いを受け、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表では、当該事業所が、申立期間に係る賞与を支払っていない旨の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞

与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消した上で、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間に係る標準賞与額を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月25日

私は、申立期間の賞与について、A社から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。

今回、私は、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを示す資料を添え、申立事業所を通じて申立てを行うので、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

なお、現在の申立期間の標準賞与額については、申立事業所が平成22年3月23日に、事務処理の誤りを理由として改めて届け出を行い、年金事務所で記録が訂正されたものの、既に時効となっているとして、私の年金給付には反映しない記録のままとなっている。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所が保管する冬季賞与支払台帳では、申立人は申立期間において当該事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

そして、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び

申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内とされていることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、前述の冬季賞与支払台帳から確認できる厚生年金保険料額から 26 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表では、当該事業所が、申立期間に係る賞与を支払っていない旨の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消した上で、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間に係る標準賞与額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 25 日

私は、申立期間の賞与について、A社から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。

今回、私は、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを示す資料を添え、申立事業所を通じて申立てを行うので、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

なお、現在の申立期間の標準賞与額については、申立事業所が平成 22 年 3 月 23 日に、事務処理の誤りを理由として改めて届け出を行い、年金事務所で記録が訂正されたものの、既に時効となっているとして、私の年金給付には反映しない記録のままとなっている。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所が保管する冬季賞与支払台帳では、申立人は当該事業所から賞与(28万円)の支払いを受け、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表では、当該事業所が、申立期間に係る賞与を支払っていない旨の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞

与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消した上で、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間に係る標準賞与額を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 25 日

私は、申立期間の賞与について、A社から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。

今回、私は、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを示す資料を添え、申立事業所を通じて申立てを行うので、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

なお、現在の申立期間の標準賞与額については、申立事業所が平成 22 年 3 月 23 日に、事務処理の誤りを理由として改めて届け出を行い、年金事務所で記録が訂正されたものの、既に時効となっているとして、私の年金給付には反映しない記録のままとなっている。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所が保管する冬季賞与支払台帳では、申立人は申立期間において当該事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

そして、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び

申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内とされていることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、前述の冬季賞与支払台帳から確認できる厚生年金保険料額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表では、当該事業所が、申立期間に係る賞与を支払っていない旨の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消した上で、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間に係る標準賞与額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月25日

私は、申立期間の賞与について、A社から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。

今回、私は、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを示す資料を添え、申立事業所を通じて申立てを行うので、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

なお、現在の申立期間の標準賞与額については、申立事業所が平成22年3月23日に、事務処理の誤りを理由として改めて届け出を行い、年金事務所で記録が訂正されたものの、既に時効となっているとして、私の年金給付には反映しない記録のままとなっている。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所が保管する冬季賞与支払台帳では、申立人は申立期間において当該事業所から賞与（26万円）の支払いを受け、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表では、当該事業所が、申立期間に係る賞与を支払っていない旨の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞

与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消した上で、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間に係る標準賞与額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 62 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 25 日

私は、申立期間の賞与について、A社から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。

今回、私は、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを示す資料を添え、申立事業所を通じて申立てを行うので、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

なお、現在の申立期間の標準賞与額については、申立事業所が平成 22 年 3 月 23 日に、事務処理の誤りを理由として改めて届け出を行い、年金事務所で記録が訂正されたものの、既に時効となっているとして、私の年金給付には反映しない記録のままとなっている。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所が保管する冬季賞与支払台帳では、申立人は当該事業所から賞与(20万円)の支払いを受け、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表では、当該事業所が、申立期間に係る賞与を支払っていない旨の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞

与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を10万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立期間の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 26 日

私は、平成 18 年 12 月 26 日に、申立事業所から賞与 10 万円を支給され、これに見合う厚生年金保険料が控除された。しかし、事業主が社会保険事務所(当時)に提出した賞与支払届の賞与額に誤りがあったため、私の年金記録は、間違った賞与額となっているので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間の標準賞与額は1万円となっている。

しかし、申立事業所が保管する「平成 18 年分賃金台帳」により、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額(10万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤った金額による賞与支払届を提出したことを認めている上、事業主が保管している健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書によると、申立人に係る標準賞与額は1万円と記載されていることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準賞与額に基づく納入告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を10万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立期間の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 26 日

私は、平成 18 年 12 月 26 日に、申立事業所から賞与 10 万円を支給され、これに見合う厚生年金保険料が控除された。しかし、事業主が社会保険事務所(当時)に提出した賞与支払届の賞与額に誤りがあったため、私の年金記録は、間違った賞与額となっているので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間の標準賞与額は1万円となっている。

しかし、申立事業所が保管する「平成 18 年分賃金台帳」により、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額(10万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤った金額による賞与支払届を提出したことを認めている上、事業主が保管している健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書によると、申立人に係る標準賞与額は1万円と記載されていることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準賞与額に基づく納入告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を10万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立期間の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 26 日

私は、平成 18 年 12 月 26 日に、申立事業所から賞与 10 万円を支給され、これに見合う厚生年金保険料が控除された。しかし、事業主が社会保険事務所(当時)に提出した賞与支払届の賞与額に誤りがあったため、私の年金記録は、間違った賞与額となっているので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間の標準賞与額は1万円となっている。

しかし、申立事業所が保管する「平成 18 年分賃金台帳」により、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額(10万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤った金額による賞与支払届を提出したことを認めている上、事業主が保管している健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書によると、申立人に係る標準賞与額は1万円と記載されていることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準賞与額に基づく納入告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を10万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立期間の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 26 日

私は、平成 18 年 12 月 26 日に、申立事業所から賞与 10 万円を支給され、これに見合う厚生年金保険料が控除された。しかし、事業主が社会保険事務所(当時)に提出した賞与支払届の賞与額に誤りがあったため、私の年金記録は、間違った賞与額となっているので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間の標準賞与額は1万円となっている。

しかし、申立事業所が保管する「平成 18 年分賃金台帳」により、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額(10万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤った金額による賞与支払届を提出したことを認めている上、事業主が保管している健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書によると、申立人に係る標準賞与額は1万円と記載されていることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準賞与額に基づく納入告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を10万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立期間の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 26 日

私は、平成 18 年 12 月 26 日に、申立事業所から賞与 10 万円を支給され、これに見合う厚生年金保険料が控除された。しかし、事業主が社会保険事務所(当時)に提出した賞与支払届の賞与額に誤りがあったため、私の年金記録は、間違った賞与額となっているので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間の標準賞与額は1万円となっている。

しかし、申立事業所が保管する「平成 18 年分賃金台帳」により、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額(10万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤った金額による賞与支払届を提出したことを認めている上、事業主が保管している健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書によると、申立人に係る標準賞与額は1万円と記載されていることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準賞与額に基づく納入告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を10万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立期間の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月26日

私は、平成18年12月26日に、申立事業所から賞与10万円を支給され、これに見合う厚生年金保険料が控除された。しかし、事業主が社会保険事務所(当時)に提出した賞与支払届の賞与額に誤りがあったため、私の年金記録は、間違った賞与額となっているので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間の標準賞与額は1万円となっている。

しかし、申立事業所が保管する「平成18年分賃金台帳」により、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額(10万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤った金額による賞与支払届を提出したことを認めている上、事業主が保管している健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書によると、申立人に係る標準賞与額は1万円と記載されていることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準賞与額に基づく納入告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を10万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立期間の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 26 日

私は、平成 18 年 12 月 26 日に、申立事業所から賞与 10 万円を支給され、これに見合う厚生年金保険料が控除された。しかし、事業主が社会保険事務所(当時)に提出した賞与支払届の賞与額に誤りがあったため、私の年金記録は、間違った賞与額となっているので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間の標準賞与額は1万円となっている。

しかし、申立事業所が保管する「平成 18 年分賃金台帳」により、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額(10万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤った金額による賞与支払届を提出したことを認めている上、事業主が保管している健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書によると、申立人に係る標準賞与額は1万円と記載されていることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準賞与額に基づく納入告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を10万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立期間の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 26 日

私は、平成 18 年 12 月 26 日に、申立事業所から賞与 10 万円を支給され、これに見合う厚生年金保険料が控除された。しかし、事業主が社会保険事務所(当時)に提出した賞与支払届の賞与額に誤りがあったため、私の年金記録は、間違った賞与額となっているので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間の標準賞与額は1万円となっている。

しかし、申立事業所が保管する「平成 18 年分賃金台帳」により、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額(10万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤った金額による賞与支払届を提出したことを認めている上、事業主が保管している健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書によると、申立人に係る標準賞与額は1万円と記載されていることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準賞与額に基づく納入告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を10万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立期間の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月26日

私は、平成18年12月26日に、申立事業所から賞与10万円を支給され、これに見合う厚生年金保険料が控除された。しかし、事業主が社会保険事務所(当時)に提出した賞与支払届の賞与額に誤りがあったため、私の年金記録は、間違った賞与額となっているので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間の標準賞与額は1万円となっている。

しかし、申立事業所が保管する「平成18年分賃金台帳」により、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額(10万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤った金額による賞与支払届を提出したことを認めている上、事業主が保管している健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書によると、申立人に係る標準賞与額は1万円と記載されていることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準賞与額に基づく納入告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を10万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立期間の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 26 日

私は、平成 18 年 12 月 26 日に、申立事業所から賞与 10 万円を支給され、これに見合う厚生年金保険料が控除された。しかし、事業主が社会保険事務所(当時)に提出した賞与支払届の賞与額に誤りがあったため、私の年金記録は、間違った賞与額となっているので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間の標準賞与額は1万円となっている。

しかし、申立事業所が保管する「平成 18 年分賃金台帳」により、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額(10万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤った金額による賞与支払届を提出したことを認めている上、事業主が保管している健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書によると、申立人に係る標準賞与額は1万円と記載されていることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準賞与額に基づく納入告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を10万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立期間の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 26 日

私は、平成 18 年 12 月 26 日に、申立事業所から賞与 10 万円を支給され、これに見合う厚生年金保険料が控除された。しかし、事業主が社会保険事務所(当時)に提出した賞与支払届の賞与額に誤りがあったため、私の年金記録は、間違った賞与額となっているので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間の標準賞与額は1万円となっている。

しかし、申立事業所が保管する「平成 18 年分賃金台帳」により、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額(10万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤った金額による賞与支払届を提出したことを認めている上、事業主が保管している健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書によると、申立人に係る標準賞与額は1万円と記載されていることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準賞与額に基づく納入告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を10万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立期間の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 26 日

私は、平成 18 年 12 月 26 日に、申立事業所から賞与 10 万円を支給され、これに見合う厚生年金保険料が控除された。しかし、事業主が社会保険事務所(当時)に提出した賞与支払届の賞与額に誤りがあったため、私の年金記録は、間違った賞与額となっているので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間の標準賞与額は1万円となっている。

しかし、申立事業所が保管する「平成 18 年分賃金台帳」により、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額(10万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤った金額による賞与支払届を提出したことを認めている上、事業主が保管している健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書によると、申立人に係る標準賞与額は1万円と記載されていることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準賞与額に基づく納入告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を10万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立期間の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 26 日

私は、平成 18 年 12 月 26 日に、申立事業所から賞与 10 万円を支給され、これに見合う厚生年金保険料が控除された。しかし、事業主が社会保険事務所(当時)に提出した賞与支払届の賞与額に誤りがあったため、私の年金記録は、間違った賞与額となっているので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間の標準賞与額は1万円となっている。

しかし、申立事業所が保管する「平成 18 年分賃金台帳」により、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額(10万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤った金額による賞与支払届を提出したことを認めている上、事業主が保管している健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書によると、申立人に係る標準賞与額は1万円と記載されていることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準賞与額に基づく納入告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を10万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立期間の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 26 日

私は、平成 18 年 12 月 26 日に、申立事業所から賞与 10 万円を支給され、これに見合う厚生年金保険料が控除された。しかし、事業主が社会保険事務所(当時)に提出した賞与支払届の賞与額に誤りがあったため、私の年金記録は、間違った賞与額となっているので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間の標準賞与額は1万円となっている。

しかし、申立事業所が保管する「平成 18 年分賃金台帳」により、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額(10万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤った金額による賞与支払届を提出したことを認めている上、事業主が保管している健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書によると、申立人に係る標準賞与額は1万円と記載されていることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準賞与額に基づく納入告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を10万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立期間の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 26 日

私は、平成 18 年 12 月 26 日に、申立事業所から賞与 10 万円を支給され、これに見合う厚生年金保険料が控除された。しかし、事業主が社会保険事務所(当時)に提出した賞与支払届の賞与額に誤りがあったため、私の年金記録は、間違った賞与額となっているので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間の標準賞与額は1万円となっている。

しかし、申立事業所が保管する「平成 18 年分賃金台帳」により、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額(10万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤った金額による賞与支払届を提出したことを認めている上、事業主が保管している健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書によると、申立人に係る標準賞与額は1万円と記載されていることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準賞与額に基づく納入告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を10万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立期間の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月26日

私は、平成18年12月26日に、申立事業所から賞与10万円を支給され、これに見合う厚生年金保険料が控除された。しかし、事業主が社会保険事務所(当時)に提出した賞与支払届の賞与額に誤りがあったため、私の年金記録は、間違った賞与額となっているので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間の標準賞与額は1万円となっている。

しかし、申立事業所が保管する「平成18年分賃金台帳」により、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額(10万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤った金額による賞与支払届を提出したことを認めている上、事業主が保管している健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書によると、申立人に係る標準賞与額は1万円と記載されていることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準賞与額に基づく納入告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を10万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立期間の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 26 日

私は、平成 18 年 12 月 26 日に、申立事業所から賞与 10 万円を支給され、これに見合う厚生年金保険料が控除された。しかし、事業主が社会保険事務所(当時)に提出した賞与支払届の賞与額に誤りがあったため、私の年金記録は、間違った賞与額となっているので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間の標準賞与額は1万円となっている。

しかし、申立事業所が保管する「平成 18 年分賃金台帳」により、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額(10万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤った金額による賞与支払届を提出したことを認めている上、事業主が保管している健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書によると、申立人に係る標準賞与額は1万円と記載されていることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準賞与額に基づく納入告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を10万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立期間の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 26 日

私は、平成 18 年 12 月 26 日に、申立事業所から賞与 10 万円を支給され、これに見合う厚生年金保険料が控除された。しかし、事業主が社会保険事務所(当時)に提出した賞与支払届の賞与額に誤りがあったため、私の年金記録は、間違った賞与額となっているので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間の標準賞与額は1万円となっている。

しかし、申立事業所が保管する「平成 18 年分賃金台帳」により、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額(10万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤った金額による賞与支払届を提出したことを認めている上、事業主が保管している健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書によると、申立人に係る標準賞与額は1万円と記載されていることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準賞与額に基づく納入告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を10万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立期間の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月26日

私は、平成18年12月26日に、申立事業所から賞与10万円を支給され、これに見合う厚生年金保険料が控除された。しかし、事業主が社会保険事務所(当時)に提出した賞与支払届の賞与額に誤りがあったため、私の年金記録は、間違った賞与額となっているので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間の標準賞与額は1万円となっている。

しかし、申立事業所が保管する「平成18年分賃金台帳」により、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額(10万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤った金額による賞与支払届を提出したことを認めている上、事業主が保管している健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書によると、申立人に係る標準賞与額は1万円と記載されていることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準賞与額に基づく納入告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

鹿児島厚生年金 事案 567

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月ごろから同年 11 月ごろまで

私は、申立期間中、A社という事業所に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、申立事業所の正社員として間違いなく勤務していたので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録では、申立人が、申立期間に当たる昭和 60 年 3 月 11 日から同年 10 月 20 日までの間、A社という事業所で勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録では、A社という名称の事業所が厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、申立事業所の元代表者は、「申立期間当時の従業員数は 3、4 人程度であり、また、申立事業所は、開設期間を通じて適用事業所ではなかった。」と供述しているところ、オンライン記録では、この元代表者は、申立期間をすべて含む昭和 55 年 4 月から平成 10 年 12 月までの間、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人が挙げた元同僚のうちの一人から聴取したものの、申立てに関する供述等を得られない。

加えて、B市では、申立人が申立期間をすべて含む昭和 58 年 3 月 28 日から 61 年 8 月 2 日までの間、国民健康保険に加入している旨回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 12 月 1 日から 13 年 8 月 1 日まで

申立期間に係る標準報酬月額は、私が A 社から実際に受け取っていた給与額より低額となっている。

私は、申立期間の一部（6 か月分）を含む 9 か月分の給与支給明細書を持っており、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立期間のうち、平成 10 年 4 月、同年 5 月、11 年 5 月及び 12 年 4 月から同年 6 月までの計 6 か月間については、申立人が保管する給与明細書により、厚生年金保険料控除額が確認できるものの、当該保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれも、給与支給総額に見合う標準報酬月額に比べ低くなっているとともに、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立期間のうち、申立人が給与明細書を保管していた 6 か月以外の期間については、申立人が事業主により給与から控除されていた厚生年金保険

料額を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人が挙げた元同僚は、A社に係る給与明細書等を保管しておらず、申立内容を裏付ける証言等を得ることができない上、他の同僚は、同社に係る標準報酬月額記録は、実際に受け取っていた給与額と一致していると証言している。

加えて、A社は、平成19年5月1日付けで全喪しており、同社のグループ会社として現存するB社では、A社に係る賃金台帳等関係資料を保管していないことなどから、申立期間における申立人の厚生年金保険料の控除額等は不明としている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。